解 約 通 知 書

まるやまマンションセンター 行

FAX: 048-653-9068

下記の通り賃貸借契約を解約したく通知いたします。

社内使用欄			
移転	/		
賃締	/		
入居	/	/	
	ヶ月前通告		
違約特約	有	・無	

記

年 月 日

 物件名
 号室

 氏名
 連絡先
 (自宅・携帯・職場)

 退去予定日
 月日
 AM PM
 :

記入が終わりましたら、当社までFAX・郵送・メールいずれかにてお送りください。 退去のお立会いの際には、認印・入居のしおり・カードキーをご用意ください。 なお、敷金等の精算については、事務手続き上1~2ヶ月ほど掛かりますので 予めご了承ください。

※差し支えなければ、転居の理由をお聞かせください。

の為

【転居先住所】			
〒			
【銀行振込先】			
		銀行	支店
【口座】	【番号】	【口座名義	- 人】※カタカナ記入でお願いいたします。

ご入居の皆様へ

お部屋の解約によるご退去が決まりましたら、別紙『解約通知書』にてご通知をお願い致します。

【通知時・退去時の注意事項】

- 1 口頭(電話等)での解約通知は受け付けておりませんので、ご注意下さい。
- 2 退去される場合は、必ず退去予定日の2ヶ月前までに郵送又はFAXにてご通知下さい。

郵送の場合、郵便事故による通知書不配達、遅延等が考えられますので、投函日の翌日までに、投函した旨、当社までご連絡下さい。

2ヶ月を切ってから投函された場合は、通知日(消印日)から起算した2ヵ月後までの翌々月分日割料金をご負担頂きます。

FAXの場合も確実に届いているか、確認のご連絡を下さい。2ヶ月を切ってからの FAXも同様に精算させて頂きます。

※2ヶ月前通知の凡例

7月31日通知の場合 → 9月30日

12月31日通知の場合 → 2月28日(うるう年の場合29日)

3月15日通知の場合 → 5月15日

3 『解約通知書』が届きましたら、弊社より確認のご連絡を差し上げます。

通知書受け取りのご連絡を差し上げてから1週間以内に『移転解約の手続き』を送付 致します。

又、次の入居者が決定している場合は退去の取り消しは出来ませんので、ご注意下さい。

※尚、退去時には、居室・ベランダ・テラス・共用廊下等(自転車・バイク等も含む) に私物の積み残しの無い様にして下さい。

ゴミを出す場合は分別を心がけ、決められた場所に整然と出される様お願い致します。

株式会社 埼玉丸山工務所

〒330-0852 埼玉県さいたま市大宮区大成町1丁目518番地2

TEL:048-729-8655 FAX:048-653-9068